

地間競争はこれまで以上の激化が予想される。そこで産地側では、これに対応してコスト・ダウンを図るための生産基盤整備の促進、適正な経営規模の確立、マーケティング戦略の展開などが当然必要となってくるものと考える。

その具体策としては、①生産費中に占める比重の大きな、原材料費と労務費との節約、たとえば原木林の

育成と協業による単位当たり労働投下量の節減を図る。②数量化法や線型計画法などを用いた適正規模の確立による経営構造の改善。③市場調査、製品計画と規格化の徹底、広告、商標の確立、新しい流通チャンネルの開拓などの流通構造の改善である。これらが椎茸の生産地形成にさいし今後のもっとも重要な課題と考えられる。

## 都市近郊林業に関する研究（Ⅱ）

### —特に土地利用計画との関連について—

九大農学部 村瀬房之助

1 レクリエーションと生活環境保全のための都市近郊林の保全と整備は、まだ多くが計画的な段階から進んだものではない。そこで都市近郊林を取巻く各種の要因について分析し、解明することがまず先決である。ここではその一つとして都市近郊林成立の前提となる林地、すなわち土地に注目し、それを都市化現象ならびに土地利用計画等に関連させて若干の考察を行なうこととする。

2 都市近郊林の存立を不可能にするところの、都市化現象の影響による都市近郊地域の地価高騰は、基本的には土地の有する特殊性、すなわち非可動性、生産不可能性（水面埋立を除く）等に基づくものであるが、しかし直接的には、①企業の都市とその周辺への集中、②通勤交通技術の停滞、③値上り期待からの土地保有の増大<sup>1)</sup>、に起因するものと思われる。このことが、従来林業生産のために利用されていた都市近郊林の林地をも、スプロール現象の渦中に誘導し、農村的土地利用から都市的土地利用への転換を余儀なくするものである。このようにスプロール現象は、レクリエーションおよび生活環境保全のための都市近郊林の保健休養機能を破壊する大きな要因となる。そこで都市の発展を整序し、都市住民の生活環境を保護するには、土地の有効利用を可能にする土地利用計画が必要である。

3 土地利用計画は行政計画であり、拘束的性格を有することが、土地有効利用の促進に必須の条件である。ところが、やはり地価の高騰が土地の有効利用を阻害する。そのため公共用地の買収も意の如くならない。高価な公共用地の取得は結局、国民の税負担を重

くする。これは、わが国が明治維新後、西欧先進諸国の土地をめぐる権利体系についての法制度、法思想を学んだにも拘わらず、概して半封建的地主的土所有に終始し、戦後における農地改革後の今日まで、市民社会的共同体の利益確保という理念にまで、土地所有<sup>2)</sup>権概念の近代化を達成できなかったからと思われる。

4 土地利用計画は、全国総合開発計画、首都圏整備計画等の総合的な計画の下で、それ等に適合させながら土地の合理的な利用、開発、保全を図り、土地の基本的用途区分等の空間秩序を目的とするものである。しかしあくまでは統一的、総合的な拘束的土地利用計画は未だ存在しない。従って土地利用計画の基本法則は十分に整備されていないため、一般的には土地利用計画の概念が多義的に用いられている。とはいへ、総合的ではないが部分的な拘束的性格をもつ土地利用計画として、新都市計画法を考察し都市近郊林の存立の可能性を探ってみる。新都市計画法は第2条において、都市計画は農林漁業との健全な調和を図るという基本理念に基づき、しかも上位計画である全国総合開発計画、首都圏及び近畿圏整備計画、その他の計画に適合しつつ実施されるものである。そしてその第7条で市街化地域と市街化調整区域とに区分し、市街化区域以外の無秩序な開発を防止しているものの、市街地に重点を置いているため、都市と農村地域の関係、都市住民とレクリエーション地域との関係は全く不明である。<sup>3)</sup>従って土地利用計画的には都市近郊林の保全、整備の確実性は保証されていない。元来農業的、林業的土地利用計画は孤立的に森林法、農地法、最近では農業振興地域整備法があるが、とくに森林法

は都市近郊林の保全、整備のためには不備な点が多い。

ただ個別的ではあるが、都市近郊林の保全、整備を一元的な目的として、具体的に方向づけを行なっているものとして首都圏近郊緑地保全法がある。これには第12条で買入れの可能性を規定し、目的達成へのかなりな有効性を感じられる。しかしあわが国における土地利用計画には、その多元性、総合性、立体性、実効性の欠如が指摘され、制度的にみて各個別の土地利用計画は相互に有機的なつながりは見いだされない。そこで今後益々増大するであろう生活環境保全とレクリエーション需要のため、体系的な土地利用計画が切望される。その時忘れてならないことは実効性をもつことである。特に実効性の欠如は土地所有権を絶対不可侵の私権とする土地所有者の激しい抵抗に会うからであ

るが、しかし行政権力としての土地収用法にも多くの問題が含まれていることは、熊本県下笠ダム建設に際して、長期にわたった紛争からもうかがわれる。最後に、土地利用価値評価と地価形成の体系において、生活環境保全、文化の維持・発展といった立場にたつ要素<sup>6)</sup>は無視され、地代形成の要因とならないことは、都市近郊林を考察する場合でも最大の問題点と思われる。

#### 参考文献

- 1)～2)・経済審議会土地政策研究委員会編：日本の土地問題第1部、昭和45年、経済企画協会
- 3)～4)・経済審議会土地政策研究委員会編：日本の土地問題第2部、昭和45年、経済企画協会
- 5)・村瀬房之助：都市近郊林業に関する研究1、第81回日本林学会大会講演集、1970.8（印刷中）
- 6)・金沢良雄他：住宅問題講座8 土地問題、昭和43年、有斐閣

## 愛 竹 の 人々

宮 崎 大 学 重 松 義 則

竹は姿の観賞面と材の実用面とからみて禾本科の王者である。この故に竹について詩歌に詠み画を描き修養の糧となし或いは実用性を事業化した世のいわゆる

愛竹家は多いが、この人々を文献から拾集したのが別表である。（人名は概ね故人である。）

歐米人		
17世紀	アルヌルス・モンタヌス（蘭）	日本誌（自著）
1866	シーボルト（独）	日本植物誌 //
1878	アウグスト・リビール（仏）	日本竹生長 //
1896	フリーマン・ミトフォード（英）	竹植物園 //
1903	ハンス・スペリー（瑞）	日本竹利用 //
1902	ダビット・チャイルド（米）	フロリダに植竹
1907	ドクトル・ヘーフェル（独）	クマザサ駆除研究
1911	ヘンリー・サトウ（英）	駐日大使愛竹家
1911	ドクトル・ケルン（独）	ポン大学・ヤパン（自著）
1930	チャーレス・ホーム（英）	国会議員日本竹産業研究
1932	ドクター・テーラ（米）	農務局長・京都竹林 //

中國人		
古代	神農氏	農、医創始の神
周(BC.800)	竹公	竹務の功・江南の守
B.C.296	屈原	渭川釣魚 楚の憂國詩人
225	孟宗	二十四孝の一人